番号	公布番号	件　　名
1	条例第２４号	原村給水条例の一部を改正する条例
2	条例第２５号	原村下水道条例の一部を改正する条例
3	条例第２６号	原村議会委員会条例の一部を改正する条例

番号	公布番号	件　　名
1	規則第１３号	原村給水条例施行規則の一部を改正する規則
2	規則第１４号	原村伐採届出に関する規則の一部を改正する規則
3	規則第１５号	原村財務規則の一部を改正する規則
4	規則第１６号	原村公印規則の一部を改正する規則
5	規則第１７号	原村職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則
6	規則第１８号	原村会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記条例等をここに公布する。

令和８年９月24日

原村長　　

原村給水条例の一部を改正する条例

令和８年９月24日

条例第24号

原村給水条例（平成10年原村条例第１号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条　削除

第14条　削除

第16条第１項中「管理人若しくは」を削る。

第17条第１項第１号中「やめるとき」を「再度開始し、廃止し、又は中止しようとするとき」に改め、同項第２号中「及び」を「又は」に改め、同条第２項第１号を次のように改める。

(1)　水道使用者等に変更があったとき、又はその氏名若しくは住所に変更があったとき。

第17条第２項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を削り、同条に次の２項を加える。

３　第１項第１号に規定する給水装置の使用の再度開始とは、中止の状態にある給水装置の使用を開始することをいい、給水装置の廃止とは、給水装置を撤去することをいい、給水装置の使用中止とは、給水装置を撤去せずに給水装置の使用を一時的に中止することをいう。

４　第１項第１号に規定する給水装置の使用中止は、使用を中止する期間が１年を超える場合に限り届け出ることができるものとする。

第22条中「料金は」の次に「、１月について」を加える。

第28条第１号から第４号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の１号を加える。

(5)　開栓又は閉栓（給水装置の新設又は撤去をする場合を除く。）をするとき。

１回につき　1,000円

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１

加入金表

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	220,000円
25ミリメートル	330,000円
30ミリメートル	440,000円
40ミリメートル	770,000円
50ミリメートル	1,100,000円
75ミリメートル	2,200,000円
100ミリメートル以上	村長が別に定める

別表第２

料金表

一般用（口径別）

口径	基本料金		超過料金1㎥につき		
	水量	料金	11～20㎥	21～50㎥	51㎥以上
13～20ミリメートル	10㎥	1,380円	165円	175円	190円
25ミリメートル	10㎥	1,570円			
30ミリメートル	10㎥	2,140円			
40ミリメートル	10㎥	2,270円			
50ミリメートル	10㎥	3,280円			
75ミリメートル	10㎥	3,530円			

工場用（口径別）

口径	基本料金		超過料金1㎥につき
	水量	料金	101㎥以上
30ミリメートル	100㎥	18,520円	190円
40ミリメートル	100㎥	18,650円	
50ミリメートル	100㎥	19,660円	
75ミリメートル	100㎥	19,910円	

臨時用（口径別）

口径	基本料金		超過料金1㎥につき
	水量	料金	11㎥以上
13～20ミリメートル	10㎥	2,600円	280円
25ミリメートル	10㎥	2,800円	

備考

1　一般用とは、家事用として飲料、炊事、洗濯及び浴用等の使用に給水するものの他、官公署用、学校用、営業用、浴場等、学校プール用に給水するものをいう。

2　工場用とは、工場施設を有する事業所等で使用水量が月平均100㎥を越えると認められる事業所等に給水するものをいう。

3　臨時用とは、建築土木工事、その他一時的の使用に給水するものをいう。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の原村給水条例第20条の規定は、令和９年５月分の水道料金から適用する。

3　この条例による改正後の原村給水条例第６条の規定は、施行日以後の申込

みに係る加入金から適用する。

4　この条例による改正後の原村給水条例第28条第５号の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料から適用する。

原村下水道条例の一部を改正する条例

令和８年９月24日

条例第25号

原村下水道条例（昭和63年原村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条第１項の表を次のように改める。

一般料金	基本使用料		超過使用料（1㎥につき）						
	使用水量	使用料							
	10㎥まで	1,777円	10㎥を超え20㎥まで	20㎥を超え30㎥まで	30㎥を超え40㎥まで	40㎥を超え50㎥まで	50㎥を超え100㎥まで	100㎥を超え300㎥まで	300㎥超
			187円	205円	210円	215円	221円	236円	241円

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の原村下水道条例第26条の規定は、令和９年５月分の使用料から適用する。

原村議会委員会条例の一部を改正する条例

令和８年９月24日

条例第26号

原村議会委員会条例（昭和62年原村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改める。

第７条中第２項及び第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第７条中第１項を第２項とし、第１項として次の１項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第13条の次に次の１条を加える。

（開会の特例）

第13条の２　委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

(1)　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2)　育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２　前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

３　オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条第１項中「委員会」の次に「（第13条の２（（開会の特例））第１項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第22条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（（代理人又は文書等による意見の陳述））において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもつて代えることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

原村給水条例施行規則の一部を改正する規則

令和８年９月24日

規則第13号

原村給水条例施行規則（平成10年原村規則第５号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条　削除

第18条第１号中「給水装置」を「水道」に改め、「使用を」の次に「再度」を加え、同条第３号中「とき」の次に「、又は消火栓を消防用に使用したとき」を加え、同条第４号を次のように改める。

(4)　水道使用者等に変更があったとき、又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、「水道使用者等変更届」の提出をもって行う。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

原村伐採届出に関する規則の一部を改正する規則

令和８年９月２４日

規則第１４号

原村伐採届出に関する規則（平成26年原村規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「施行規則第９条第１項」を「法第10条の８第１項」に改め、同条第３号中「施行規則第12条」を「法第10条の８第１項第７号」に改め、同条第５号中「施行規則第13条第２項」を「法第10条の８第１項第８号」に改め、同条第６号中「施行規則第８条第１項第５号」を「法第10条の８第３項」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

伐採及び伐採後の造林の届出書

年　　月　　日

原村長　様

届出人住所

氏名

連絡先

受託者住所

氏名

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

1　森林の所在場所

諏訪郡	原　村　大字		字	地番
〔 林班	小班	施業番号		〕

注）附属図として、届出範囲を記載した森林計画図の提出をお願いします。

2　伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

3　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	ha
人工造林による面積（A＋B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C＋D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）			ha	本		
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）						
5年後において適確な更新がなされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

伐採届は、伐採をする日の前90日から30日までの間に提出してください。

1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
3 森林の所在場所ごとに記載すること。
4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
8 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
9 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
10 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
16 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること

添付書類
1 森林の位置図及び区域図
2 届出者の本人確認書類
3 他法令の許認可等関係書類(該当する場合)
4 森林の土地の登記証明等
5 伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者でない場合)
6 隣接森林との境界確認書類
7 その他村長が必要と認める書類

様式第６号中「森林法施行規則第８条第１項第５号」を「森林法第10条の８第３項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

原村財務規則の一部を改正する規則

令和８年９月24日

規則第15号

原村財務規則（平成９年原村規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第173条の６」を「第173条の７」に改める。

第63条第２項第１号中「、共済費」を削る。

第257条及び第258条第２項中「第243条の２の８第１項後段」を「第243条の２の９第１項後段」に改める。

第259条中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

別表第４中「

共済費 災害補償費 恩給及び退職年金	全部

」を「

報酬 共済費 災害補償費 恩給及び退職年金	全部

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月24日から施行する。

原村公印規則の一部を改正する規則

令和８年９月24日

規則第16号

原村公印規則（昭和35年原村規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「住民基本台帳カード及び在留カード並びに通知カード並びに個人番号カード専用」を「個人番号カード、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書専用」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

原村職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

令和８年９月24日

規則第17号

原村職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成７年原村規則第７号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項の表中「又は参考人」を「、参考人、被害者参加人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

原村会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

令和８年９月24日

規則第18号

原村会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和元年原村規則第26号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第２号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。